

令和 7 年 第 5 回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 5 分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員  
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員  
出席事務局  
鈴木管理課長、土屋管理課長補佐、岡田補佐、藤森社会教育課長、金須社会教育課長  
補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長  
欠席事務局  
川上指導室長
- 4 会議録署名委員：菅原委員  
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

# 議事日程

令和 7 年 5 月 2 7 日

| 日 程 | 議案番号      | 議 件                                                            |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 1   |           | 会議録署名委員の指名について                                                 |
| 2   |           | 会期の決定について                                                      |
| 3   |           | 教育長行政報告について                                                    |
| 4   | 報告第 8 号   | 専決処分事項の報告について<br>(令和 6 年度弟子屈町一般会計 (教育費) 補正予算について / 3 月 3 1 日付) |
| 5   | 報告第 9 号   | 専決処分事項の報告について<br>(非常勤特別職の委嘱について / 5 月 1 日付)                    |
| 6   | 議案第 2 2 号 | 議会の議決を経るべき議案の原案について (財産の取得について)                                |
| 7   | 議案第 2 3 号 | 弟子屈町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について                               |
| 8   | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度弟子屈町一般会計 (教育費) 補正予算について                                 |

## 会議内容

### 【開 会】

鈴木課長 : ただ今より、令和7年第5回定例教育委員会を開会いたします。  
開会にあたり、岩原教育長からあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。

若干、工事の関係で騒がしい音がいたしますが、本日は、お忙しいところご出席いただき、大変ありがとうございます。

それではただ今から、令和7年第5回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員にお願いしたいと思います。

前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、金井委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思います。

### 【行政報告件名】

- 4月22日(火) 第4回定例教育委員会  
釧路管内公立学校教頭・事務長等会議  
スポーツ合宿誘致委員会総会  
弟子屈高校コミスクWG会議
- 4月23日(水) ふるさと歴史館ミニ展示「昭和100年」(～6月30日迄)  
高校配置計画地域別検討協議会  
公立小中学校各教科等担当指導主事研究協議会  
弟子屈町ヒグマ対策協議会  
屈斜路オープンウォータースイミング大会実行委員会総会  
文化協会定期総会
- 4月24日(木) 全道生徒指導連絡協議会
- 4月25日(金) 釧路管内社会教育委員連絡協議会総会  
釧路管内スポーツ推進委員協議会総会  
夢道鵬関化粧まわし贈呈式

|              |                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
|              | 夢道鵬関十両昇進激励会                                                                |
| 4 月 26 日 (土) | 授業参観 (和琴小学校)                                                               |
| 4 月 28 日 (月) | 職員研修委員会                                                                    |
| 4 月 30 日 (水) | 転入教職員町内視察研修<br>地域おこし協力隊終了証交付式                                              |
| 5 月 1 日 (水)  | 教育委員会連絡会議                                                                  |
| 5 月 7 日 (水)  | スポーツ推進委員協議会                                                                |
| 5 月 8 日 (木)  | 第 4 回臨時議会<br>弟子屈町教育研究所運営委員会                                                |
| 5 月 9 日 (金)  | 釧路管内教育支援委員会事務担当者会議<br>義務教育指導主事研修会<br>全国学調分析等説明会                            |
| 5 月 10 日 (土) | 台湾ルカイ族訪問団受入れ対応                                                             |
| 5 月 11 日 (日) | 台湾ルカイ族訪問団町内視察                                                              |
| 5 月 12 日 (月) | 伊藤教育局長学校訪問                                                                 |
| 5 月 13 日 (火) | 全国町村教育長会総会・研究大会<br>生きがい講座弟子屈学級<br>初任段階教職員 (1 年次・2 年次) 研修会                  |
| 5 月 14 日 (水) | 全国町村教育長会総会・研究大会<br>公民館協会釧根支部定期総会<br>文化スポーツ少年団本部総会                          |
| 5 月 15 日 (木) | 生きがい講座川湯学級<br>青少年育成地域合同会議・青少年育成運動指導員総会<br>北海道町村教育委員会連合会総会<br>町 P T A 連合会総会 |
| 5 月 16 日 (金) | 管内指導室長会                                                                    |
| 5 月 17 日 (土) | 公民館講座「硫黄山トレッキングツアー」                                                        |
| 5 月 18 日 (日) | 着衣水泳及び水難事故講習会<br>プール DE サップ体験                                              |
| 5 月 19 日 (月) | 第 2 回連携校長会議<br>学校給食センター運営委員会<br>弟子屈地区学校運営協議会                               |
| 5 月 20 日 (火) | おはなしはらっぱ図書寄贈<br>社会教育委員の会議・公民館運営審議会                                         |
| 5 月 21 日 (水) | 租税教室<br>道東 3 管内博物館施設等連絡協議会総会<br>未来子ども協議会定期総会<br>美留和小学校運営協議会                |
| 5 月 22 日 (木) | 第 2 回連携教頭会議<br>屈斜路カルデラ自然ふれあい推進協議会総会<br>教頭会職能研修会開講式                         |

A E D取扱説明会・心肺蘇生法講習会  
5 月 23 日（金） 議会運営委員会  
寄附受納  
第 1 回町教育研究大会  
課長会議  
防災訓練打合せ  
5 月 24 日（土） 第 4 5 回少年の主張弟子屈大会 審査委員打合せ  
アイヌ文化講演会  
5 月 25 日（日） 文化協会春のまつり  
5 月 26 日（月） 学校教育指導  
生徒指導連絡協議会総会  
川湯地区学校運営協議会  
5 月 27 日（火） 第 5 回定例教育委員会

教育長日記 4 件掲載

【質疑応答】

岩原教育長：以上で、行政報告を終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

岩原教育長：よろしいでしょうか？

なければ、後でもよろしいですから、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程 4、報告第 8 号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

本件は、3 月 3 1 日付けの「令和 6 年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」であります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました報告第 8 号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

この度の令和 6 年度の補正予算につきましては、来月 6 月 3 日から始まる町議会定例会におきまして、3 月 3 1 日付けの専決処分事項として報告されるものであり、本日の定例教育委員会におきましても、専決処分事項としてご承認をいただきたく、報告するものであります。

今回の補正予算につきましては、全体的に予算の不要削減が主な内容となっております。

それでは、報告第 8 号のページをお開き願います。

報告第 8 号「専決処分事項の報告について」

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。

以下省略させていただきます。

次のページをお開き願います。

専決処分書につきましては、記載のとおりであります。

まずは管理課所管分から説明をいたします。

補正予算書の表紙の次の次ページ、2ページをお開きください。

歳入の予算になりますが、予算科目で17款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 の項目になりますが、一番右側の説明欄の中で「5. 建物貸付料（教職員住宅）」について、既定予算額は254万4千円であったところ、収入見込額229万3千円で25万1千円の減額補正となります。

4ページをお開き下さい。

歳出の予算になりますが、

1目 教育委員会費には、教育委員の皆さんの報酬や教育長の人件費などを計上しております。この表の一番右側の説明欄をご覧ください。

教育委員会運営では、教育委員さんの費用弁償及び教育長交際費の執行残額、28万1千円を減額しました。

2目 事務局費には、こちらは教育委員会事務局職員の人件費や、各種団体への補助金、スクールバスや公設民営塾の委託費用などを計上しております。この表の一番右側の説明欄をご覧ください。

教育委員会事務局運営では、教育長や総務係等の旅費や教育委員会事務局に係る消耗品費・燃料費・食糧費・修繕料などの需用費の執行残額、39万6千円を減額。

そしてその下の、語学指導助手招致では、ALT の出張等の旅費及び ALT 車輛用消耗品、住宅灯油等の燃料費などの需用費の執行残額、25万3千円を減額。

その下の教育振興一般では

iPad 容量不足対応のための外部ハードディスク分及び学校ネットワークアセスメント業務委託料、第13教科用図書採択地区等の負担金の執行残額、29万5千円を減額。

5ページの学校用バス運行では、スクールバスのタイヤ等の消耗品や、スクールバス運行・補助業務及びスキー授業などの学校行事用バス運行業務委託料の執行残額、400万円を減額。

高等学校生徒活動支援では、地域みらい留学の合同フェス参加旅費、合同フェス用配送料、弟子屈高校が地域みらい留学に参加するための旅費や弟子屈高校へのオープンキャンパス希望者生徒の旅費補助などの負担金、及び弟子屈高校への行事支援事業及び高校通学費の補助金の執行残額、102万9千円を減額しました。

なお、弟子屈高校に対する補助金の内訳であります、行事支援事業では、表現力発信力向上支援において、25回全道高校英語弁論大会釧根支部大会出場に向けて、生徒を選抜していましたが、部活動との兼ね合いで出場を取りやめたため、また、通学費の補助では、川湯地区から阿寒バスに乗って弟子屈高校へ通学している利用者が見込んでいたよりも少なかったことにより、減額となっています。

次に、教室等空調設備設置では、小中学校教室等空調設備使用料として、今年

度内での設置ができなかったことによる執行残額、473万8千円を減額。

6ページをお開き下さい。

3目 財産管理費で、こちらは教職員住宅改修の科目になりますが、教職員住宅管理では教職員住宅修繕料の需用費の執行残額、25万1千円を減額。

次に、教職員住宅改修では、浄化槽検査手数料、浄化槽保守点検業務の委託料の執行残額、14万2千円を減額。

老朽化住宅解体では一般財源からまちづくり応援基金への財源変更となっております。

次に4目 学校保健費には、児童生徒や教職員の健康診断にかかる費用や、学校医などに対する報酬などを計上しております。

児童生徒教職員保健業務であります、摩周厚生病院に委託している教職員の健康診断業務について、執行残額となった56万1千円を減額しました。

7ページは、小学校の予算です。

1目 学校管理費は、各小学校で勤務する公務補や事務生に係る人件費、各学校で使用消耗品、暖房費や光熱費、電話料などの通信費、学校施設に対する保守点検業務や、修繕費用など、学校の維持管理に関する予算であります。この表の一番右側の説明欄をご覧ください。

小学校管理では、燃料費・光熱水費の需用費、電話料やストーブ分解手数料などの役務費、弟子屈小学校の温泉熱利用暖房にかかる温泉使用料やグラウンド整備の機械使用料の執行残額、400万2千円を減額しました。

2目 教育振興費は、特別支援教育支援員の人件費、教材購入のための消耗品費、学校図書などを揃える備品購入費、小学校へ入学する児童への祝品や、就学援助などの予算であります。この表の一番右側の説明欄をご覧ください。

小学校義務教育支援では、特別支援教育支援員の報酬、職員手当等、共済費、ふるさと教育の講師謝礼、スキー授業に係るスキー運搬費、薬品廃棄処分手数料などの手数料、特別支援教育就学奨励費については、対象者が見込んでいたよりも少なかったための執行残額、409万2千円を減額、

父母負担軽減については一般財源からまちづくり応援基金への財源変更となっております。

要保護・準要保護児童援助では、執行残額、24万8千円を減額しました。

9ページは、中学校の予算です。

1目 学校管理費は、先程の小学校費と同様、公務補などに係る人件費、暖房費や光熱費など、学校の維持管理に関する予算であります。この表の一番右側の説明欄をご覧ください。

中学校管理では、小学校管理と同様に、燃料費・光熱水費の需用費、電話料やストーブ分解手数料などの役務費の執行残額、248万6千円を減額しました。

学校備品等整備更新では、消火器廃棄手数料の執行残額の7万8千円を減額、各中学校施設改修では、一般財源からまちづくり応援基金への財源変更となっております。

2目 教育振興費は、特別支援教育支援員の人件費や教材購入のための消耗品費など、こちらも小学校と同様の内容ではあります。

中学校義務教育支援では、特別支援教育支援員の報酬、職員手当等、共済費、心の教室相談員の謝礼及び費用弁償、修学旅行取扱手数料、理科教材の備品購入費、特別支援教育就学奨励費については、対象者が見込んでいたよりも少なかったための執行残額、328万8千円を減額、父母負担軽減については一般財源からまちづくり応援基金への財源変更となっております。

要保護・準要保護児童援助では、執行残額、157万3千円を減額しております。

以上、簡単ではありますが、管理課分の説明とさせていただきます。

金須補佐：それでは、社会教育課に係る、専決処分事項について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

歳入で16款 道支出金 2項 道補助金 7目 教育費補助金 1節 社会教育費補助金で、2万3千円を補正しております。

地域学校協働活動補助金として、当初6万8千円で内定通知が来ておりましたが、交付決定時に9万1千円に増額したことによる差額の補正となります。

次に3ページをお開き願います。

22款 町債 1項 町債 9目 教育債 4節 保健体育債で、60万円の減額補正です。スポーツ振興助成金の実績に基づき起債額が決定されることから、実績見込みが少なかったことによる減額補正となります。

次に、11ページ、歳出になります。

10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費では、一般財源から、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金へ2万3千円の財源変更となります。

次に12ページをお開き願います

1目 保健体育総務費 1節 報酬 7節 報償 18節 負担金補助及び交付金では、不用削減による減額補正となります。

次の003 スポーツ合宿誘致委員では、一般財源から、まちづくり応援基金6万5千円の財源変更となります。

次に、2目 体育施設費においても、まちづくり応援基金繰入金への財源変更となります。

以上、簡単ではありますが、社会教育課分の専決処分の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

小見山副館長：それでは、引き続き図書館所管の専決処分事項について、ご説明申し上げます。

予算書11ページをお開き願います。

歳出予算で、5目 図書館管理費で、細事業001 図書館管理運営の1節 報酬 3万1千円、8節 旅費3千円、10節 需用費2万円、11節 役務費2万4千円の減額補正です。

これらは執行残に伴う不要削減となりますが、図書館管理運営に係る費用の財源につきましては、まちづくり応援基金が充当されているため、執行残について減額するものであります。

以上、図書館に係る専決処分補正予算の説明とさせていただきます。

坪井副所長：続きまして給食センター分について、ご説明させていただきます。

事業確定による不要削減分であります。

光熱水費、役務費 手数料、委託料の給食車運行管理業務は、執行残です。また、議案書 13 ページの工事請負費につきましても事業確定による不用削減であります。

以上、簡単ではありますが、給食センター分について説明させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

岩原教育長：無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第 8 号「専決処分事項の報告について／令和 6 年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を承認します。

岩原教育長：日程 5、報告第 9 号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

本件は、5 月 1 日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。

なお、内容が「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第 15 条」により、秘密会といたします。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第 9 号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を、承認致します。

岩原教育長：日程 6 議案第 22 号「議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）」を、議題と致します。

それでは事務局より、説明をお願いします。

鈴木課長：ただいま、上程のありました議案第 22 号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

内容につきましては、各小中学校において児童生徒及び教職員が使用しております学習情報機器の更新における購入についてであります。

本案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づくところの「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に定める、予定価格が 700 万円以上の財産の取得に該当いたしますので、町

議会の議決が必要となるため、議会の議決を経るべき議案の原案として、教育委員会へ諮るものであります。

それでは、議案第22号のページをお開き願います。

参考資料は7ページから8ページとなります。

議案第22号「議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）」

以下、省略させていただきます。

次のページをお開きください。

財産の取得について

下記財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1 財産名 学習情報機器

2 数量 474台

3 契約の方法 随意契約

4 取得価格 27,738,480円

5 取得先 北海道釧路市星が浦大通3丁目7番10号

大丸 株式会社 道東支店釧路出張所

所長 清野 広大

令和7年6月3日提出 弟子屈町長 徳永 哲雄

参考資料7ページには、見積合わせ結果調書を記載しております。

参考資料8ページには、今回取得予定の学習情報機器の仕様について記載されております。

学習情報機器の更新にあたっては、文部科学省の補助を活用する場合、都道府県単位の会議の設置運営が必須となっており、北海道教育委員会と道内市町村教育委員会が共同で設置した「北海道公立学校情報機器整備共同調達会議」において一般競争入札を実施し、落札業者として決定した事業者と町が随意契約を交わすものであります。

本年5月1日に仮契約の締結を行っており、議会の議決を経て、本契約が行われます。

以上、簡単ではありますが、議案第22号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。国からは3分の2の補助があります。

岩原教育長：ほかにはないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第22号「議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）」を承認いたします。

岩原教育長：日程7、議案第23号「弟子屈町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓

令の制定について」を、議題と致します。  
それでは事務局より説明をお願いします。

岡田補佐 : ただいま、上程のありました議案第23号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町教育委員会事務決裁規程については、教育長の事務の速やかなる処理を図るため、課長等のそれぞれの分掌事務の一部を教育長に代って処理させることができる事項について規定したものです。

このほど、改正するのは、契約事務に係って、課長が専決できる金額を見直すものとなっております。これは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する契約事務において、随意契約ができる参酌基準が改正されたことに伴い、それに合わせて、町の財務会計規則が改正されました。これまでは、財務会計規則に定める金額以下の随意契約については、課長の専決事項としていたことから、事務決裁規程についてもそれと同様に改正するものです。なお、町の事務決裁規程についても同様の改正を行っております。そのほか、文言整理などの改正も併せて行っております。

それでは、議案書の議案第23号のページをお開き願います。

議案第23号「弟子屈町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」

以下、省略させていただきます。

それでは、改正内容については、参考資料にてご説明いたしますので、参考資料9ページをご覧ください。

上段の1つ目の○「地方自治法施行令の一部改正に伴う少額随意契約の基準額の見直し」の内容については、先ほどご説明した内容となっております。

2つ目の○が「地方自治法施行令及び弟子屈町財務会計規則の改正内容」となっております。随意契約（課長専決事項）できる基準額は、工事又は製造の請負は130万円から200万円に、財産の買入は80万円から150万円に、

（6）に飛びまして、前各号に掲げるもの以外のもの、ここには委託業務が含まれます、これは50万円が100万円に、それぞれ増額となりました。

次ページをお開きください。

こちらは新旧対照表となり、左側が改正前、右側が改正後です。それでは上段の（7）をご覧ください。課長専決事項については軽易を經常に改正し、町の事務決裁規程に合わせた文言整理です

その下段（1）は、課長が専決できる金額を、80万円未満を150万円未満に、（2）は項目の文言を町の事務決裁規程に合わせた文言整理し、80万円未満を150万円未満に、（3）は50万円未満を100万円未満に、（4）は130万円未満を200万円未満に、（5）では80万円未満を150万円未満にそれぞれ改正いたします。

次ページをお開きください。

上段の（2）は、130万円未満を200万円未満に、その下の（1）は、町の事務決裁規程に合わせた文言整理として、30万円未満を50万円未満に、

その下段の“9 工事請負に関する事項”については、全て130万円未満を200万円未満に改正しております。その中で、改正後（右側）の（7）と新設した（8）については、項目の文言を町の事務決裁規程に合わせて、整理しております。

続いて、下段の“10 業務委託に関する事項”については、次ページに続きますが、全て50万円未満を100万円未満に、改正後（右側）の（7）と新設した（8）については、先ほど同様に文言整理をしております。

続いて、その下の“11 物品購入に関する事項”については、全て80万円未満を150万円未満に、改正後（右側）の（7）と新設した（8）については、先ほど同様に文言整理をしております。

それでは、議案書に戻りまして、新旧対照表のページをお開きください。表の下にあります、附則をご覧ください。施行日については、本日令和7年5月27日とし、令和7年4月1日から適用する。としております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第23号「弟子屈町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程8、議案第24号「令和7年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を議題といたします。

それでは事務局から説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第24号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

先程の専決処分事項の報告で令和6年度の補正予算につきましてご承認をいただきましたが、続きましては令和7年度の補正予算であります。

こちら来月の町議会定例会で審議いただく内容であります。

それでは、議案第24号のページをお開き願います。

議案第24号「令和7年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」

以下、省略させていただきます。

まずは管理課所管分から説明をいたします。

補正予算書の表紙の次のページ、1ページをお開きください。

まずは歳入の予算です。予算科目で、6目 教育費国庫補助金の項目になりますが、一番右側の説明欄の中で「4. 公立学校情報機器整備費補助金」です。

関連がありますので、次の2ページ目をお開きください。

予算科目、7目 教育費補助金の項目になりますが、一番右側の説明欄の中で「1. 公立学校情報機器整備事業費補助金」です。

今年度、学習情報機器購入として、iPad 端末を整備するのにあたり、当初、国からの交付される補助金として計上しておりましたが、国から道へ交付され、道からの補助金となりますので、予算の組み替えをしました。

続きまして歳出予算になりますが、4 ページをお開きください。

2 目、事務局費であります、この表の右側の説明欄をご覧ください。

教育振興一般の内訳としましては、学習情報機器更新に係るタッチペン購入に100万円、学習情報機器の設定業務経費として979万1千円を計上しております。

備品購入費の学習情報機器購入については、先程議案第22号でも説明がありました、学習情報機器の取得価格が確定したことによる不要削減です。

先程の歳入予算で説明しました教育費補助金は、この費用に充当されます。

続きまして、高等学校生徒活動支援では、

弟子屈高校に入学した生徒の入学祝金の不足分5万円と町外通学者の下宿等に係る費用の補助金分72万円を計上しております。

次の5 ページをお開きください。参考資料は、21 ページをご覧ください。

各小学校施設改修では、和琴小学校の各室のストーブの起動・停止は、職員室の集中制御盤にて管理しております。制御盤の経年劣化により、不具合が頻発しております。各ストーブとも制御盤を介しないと、起動・停止ができないことや製造から28年が経過していることも踏まえ、ストーブ単体で起動・停止ができる一般的なストーブに入れ替えするため506万円、弟子屈小学校屋体棟機械室給気フード増設工事につきましては、弟子屈小学校体育館の温泉暖房能力を向上させるため給気フードの増設費用として、132万円を計上しております。

次の6 ページをお開きください。

3 項 中学校費 2 目 教育振興費です。

中学校義務教育支援では、部活動地域移行の試行モデルとして川湯中学校のバドミントン部を指導してくれる指導者に対して、試合前の練習回数の増加及び大会への引率に伴う報酬増額分、18万6千円と、回数が増えたことによる指導者の移動及び引率旅費分1万8千円の増額となっております。

続きまして、中学校父母負担軽減における扶助費です。

こちらは、バス代の高騰などから、川湯中学校における修学旅行費の生徒一人当たりの負担額が増加したため、一人当たり1万5千円の負担額の軽減を図るため、13万5千円を計上しております。

令和7年度における弟子屈中学校と川湯中学校の一人当たり負担額の差額は、25,797円、弟子屈中学校と川湯中学校の交通費における一人当たりの差額は、17,105円 川湯中学校の修学旅行は、2年に1度の実施となっており、令和5年と令和7年と比較すると、生徒一人当たり15,425円の負担増となっております。

また、川湯中学校3年生11名、2年生5名の合計16人中、就学援助7名分

を除いた9名分を補助することとなります。

以上、簡単ではありますが、管理課分の説明とさせていただきます。

金須補佐 : それでは、社会教育課の補正予算について、ご説明申し上げます。

議案書の予算書3ページをお開き願います。

21 款 諸収入 5 項 雑入 5 目 雑入で、建物災害共済保険金では、4月1日に川湯プールの壁が強風により破損し、保険請求が確定になったことから7万1千円の増額となります。

次に、スポーツ振興くじ助成金128万1千円の増額補正で、毎年8月に行われる屈斜路湖オープンウォータースイミング大会に係る経費をスポーツ振興くじに申請し、交付決定されたことによる増額補正となります。

次に、歳出 7 ページをお開き願います。

3 目 文化財保護費 12 節 委託料では、37万円の増額補正となります。

アイヌ民族資料館の改修にかかる範囲に、埋蔵文化財包蔵地が含まれていないかを確認するための試掘調査を行うため、重機等をオペレーター付きで委託するための予算となっております。

次に、4 目 資料館管理費 12 節 委託料では、

アイヌ民族資料館改修に伴うヒートポンプ設備導入が可能かの試験調査を行うための費用として、550万円を計上しております。また、この事業に係る道補助事業への申請作業も同時に行っております。

次に、7 節 報償費として、5月10日、11日に行われました台湾原住民族文化交流事業に係る通訳の1名追加と、町内の観光ガイドとして1名依頼したことに伴う謝金として、13万円を計上しております。

次に、12 節 委託料では、通訳業務5万円を計上しております。台湾担当者と事前調整などの業務を行って頂いたことに対する増額分です。

次に、8 ページになります。

1 目 保健体育総務費 18 節 負担金補助及び交付金で、歳入でも説明しました、スポーツ振興くじ助成からの助成分と、totoの補助対象外経費の支援分として30万円を補正し、合計158万1千円を大会の実行委員会へ補助金として支出する補正予算となっております。

次に、2 目 体育施設費 10 節 需用費では、弟子屈高校で使用しなくなった野球用ボールカウンターを借用し町営球場に設置するため、一部劣化があるための修理をする費用として、10万円を計上しています。

次に、工事費では、球場の防球ネット設置工事に伴い、運搬費、人件費の高騰により、315万5千円の増額補正となります。

次に、3 目 プール管理費 4 節 共済費では、共済組合、社会保険料の不足分を需用費から1万6千円を組換えした補正となります。

次の10 節 需用費の修繕料では、歳入で若干、説明しましたが、川湯プールの壁の修繕に係る費用、28万6千円の増額補正となります。

以上、社会教育課に係る補正予算の説明とさせていただきます。

小見山副館長：それでは、引き続き図書館所管の補正予算の提案内容について、ご説明申し上げます。

予算書3ページをお開き願います。

歳入予算で、21款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入 1節 雑入で、右側の説明欄で、47. 車輛共済保険金 18万1千円ですが、これは、先月10日の図書館バス運行の際に、停留場所となっている弟子屈中学校において、生徒玄関の軒に接触し、図書館バスの後面上部にへこみと亀裂が生じたため、その修繕費用に対する保険金となります。

続きまして、予算書7ページをお開き願います。

図書館所管分の歳出予算で、5目 図書館管理費で、細事業001 図書館管理運営の10節 需用費の修繕料18万2千円の増額補正です。

これは、先ほど歳入予算でご説明しました、図書館バスの接触事故で生じた破損箇所の修繕に要する費用を計上しております。

次の17節 備品購入費は、4万円の増額補正です。これはパソコン機器等の価格高騰により、当初予算積算時よりも大幅に価格が上昇していること、これに加え、導入費用の財源としている備荒資金組合の貸付利率が上昇したことに伴い、償還に係る経費を増額するものであります。

以上、図書館に係る補正予算の概要の説明とさせていただきます。

坪井副所長：続きまして給食センター分について、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

歳入で、雑入の学校給食費徴収金で、149万4千円の補正額です。令和7年度より、学校給食費を小学生255円から290円、中学生300円から335円で35円の値上げで、高校は245円から275円で30円の値上げとしたことから、その差額分の149万4千円となっております。

つづきまして、議案書9ページをご覧ください。

歳出で、需用費の賄材料費では、先ほど歳入でご説明いたしました給食費の値上げ分で、児童生徒及び教職員などの給食費の増額分345万円を計上しております。

備品購入費では、平成23年製で14年経過しております保冷剤専用の冷凍庫が経年劣化によりガス管にピンホールのような小さな穴が空いており、冷却できなくなり、過去に2回ガスの補充を行ってきましたが、修理業者より製品の入替を推奨されたことから、新たに新規で購入するものであります。

参考資料22ページには、現在使用している冷凍庫と同等の冷凍庫でございますので、後ほどご覧ください。

以上、簡単ではありますが、給食センター分について説明させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：只今説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしくお願いします。

説明の中で、保冷剤専用の冷凍庫とありましたが。

坪井副所長：それとは別に、保管するための冷凍庫も設置されております。

吉田委員 : 4 ページの高校通学費の下宿分については、今年道外から来た生徒の分でしょうか？

土屋補佐 : はい、そうです。

吉田委員 : 下宿分については、全部が対象となるのでしょうか？

鈴木課長 : まず、下宿代といたしまして、月額 9 万円の費用がかかりますが、その費用の 3 分の 2 の補助となり、6 万円となります。上限額も 6 万円となっております。補正の内容といたしまして、6 万円の 12 ヶ月分、72 万円を計上しております。9 万円の費用の内訳といたしましては、居住分、光熱水費、朝食代込みの金額となっております。

吉田委員 : 学習情報機器である、iPad はいつごろ納品される予定となっておりますか。

鈴木課長 : 納入時期につきましては、道内一斉に更新時期となっております、今現在の弟子屈町といたしましては、おおよそ来年 1 月頃納品予定で、その後、設定を行い、3 月までにはセットアップを完了し、年度内で各学校へ配付予定となっております。

吉田委員 : 使用していた iPad については、どの様に考えておられますか？

鈴木課長 : 今現在使用しているものはおおよそ 400 台ほどで、第 7 世代、第 8 世代のものがああります。第 8 世代はまだ活用できるため、役場の関係部署に今後活用予定があるかどうかの調査をしているところです。教育委員会としては、教育委員さんにお配りをして、事前にデータで資料を送付して、それを閲覧しながらの会議ができたかと考えております。そちらの方につきましては、今後ご相談していきたいと考えているところであります。

吉田委員 : 第 7 世代は廃棄されるのでしょうか？

鈴木課長 : 第 8 世代は 100 台ほどになりますので、それ以上必要があれば第 7 世代を活用する予定です。その他の分につきましては、下取り業者に依頼をし、最低価格でも 5,000 円程度で下取りできるようですので、不要なものにつきましては、リユースできるように進めていきたいと考えております。そして、その財源を一般財源として財産収入として考えていきたいと思います。

吉田委員 : わかりました。今の子ども達に使用させるのはいいことです。ですが、5 年ごとに更新し、物を大切にするという視点で考えると、この仕組みはいいのかなと、ちょっと疑問に思うことがあります。

鈴木課長 : 弟子屈町は iPad でするので、壊れることは少ないのですが、他の機器では、壊れたりするものもあるようです。

吉田委員 : はい、わかりました。

岩原教育長 : ほかにありませんか。

金井委員 : 以前、iPad を購入した時にも、先程課長から提案があったようなお話がありましたが、是非進めていただければと思います。

鈴木課長 : 数は確保できますので、順次更新し、設定の解除などを行った後にお渡しできるとしております。Wi-Fi 対応のものになりますので、そちらの方をご了承いただければと思います。

金井委員 : 道教委連においても、資料の量が多いので、子ども達だけではなく、デジタル化は教育委員としても行ったほうがいいのではないかと話がでております。

弟子屈町も是非そういった話を進めていって欲しいと思っております。

鈴木課長：検討ではなく、進める方向でいきたいと考えております。

岩原教育長：はい。ほかにありませんか。

各委員：ありません。

岩原教育長：無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第24号「令和7年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案は全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などがありましたらお願いをいたします。

委員さんから何かありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局から。

鈴木課長：主な行事予定表をご覧ください。6月3日から5日まで町議会が3日間の日程で行われる予定となっております。6月7日に弟子屈中学校体育大会、川湯保育園・川湯小・中学校合同のコミュニティ運動会が行われます。14日は、弟子屈小学校の運動会、15日には美留和小学校の地域と小学校の運動会が行われます。21日は和琴小学校の地域合同の運動会が行われます。

6月1日には、パリモモ祭り、水越武さんの写真展ギャラリートークが文化センターで行われます。17日には、連携校長会議、19日には、児童生徒芸術鑑賞会。24日は、連携教頭会議、25日は後ほど日程確認いたしますけれども、弟子屈小学校での移動教育委員会が行われます。28日には、白糠町との合同事業であります、海の子山の子交流事業が弟子屈町で行われます。主な行事予定表では以上となっております。

岩原教育長：各小中学校の運動会、体育大会に出席できる方は、少しでも顔を出していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会の開催日時について、確認いたします。

来月の定例教育委員会につきましては、先程も申し上げましたが、6月25日（水）に弟子屈小学校での移動教育委員会ということでご案内しておりましたが、よろしいでしょうか？

開始時間は、10時頃を予定しておりますが、後ほど連絡いたします。

各委員：はい。

岩原教育長：その次の、第7回定例教育委員会につきましては、7月29日（火）を予定しております。来月、再度、来月確認をしたいと思いますが、日程を予定しておいてください。よろしくお願いいたします。

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和7年第5回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委 員 菅原 誓之